

(参考) 広域行政の制度別に見る手続の内容・種類等

制度	内容		手続	申請届出者	許可権者届出先	告示(公表)	根拠条文(地方自治法)
連携協約	締結・変更・廃止		届出	構成団体の長の連名	・都道府県が加入するもの ⇒総務大臣 ・上記以外 ⇒知事	構成団体における告示が必要	§252-2 ①～④
協議会	設置・廃止・規約変更 構成団体数の増減						§252-2-2 ①～③ §252-6 §252-6-2
機関等の共同設置							§252-7 ①～③ §252-7-2
事務委託	設置・事務の変更・廃止						§252-14 ①～③
事務代執行							§252-16-2
一部事務組合	設置		許可	構成団体の長の連名 (組合管理者)	・都道府県が加入するもの ⇒総務大臣 ・市町村が組織する組合で複数の都道府県にわたるもの ⇒総務大臣 ・上記以外 ⇒知事	構成団体における告示は不要 ただし、周知のために告示が望ましい(※)	§284 §286 §286-2 §288 §290
	構成団体数の増減						
	共同処理事務の変更						
	規約変更	・組合名称 ・事務所の位置 ・経費支弁の方法	届出				
		上記以外		許可			
解散		届出	構成団体の長の連名				
広域連合	設置		許可	構成団体の長の連名 (広域連合長)	・都道府県が加入するもの ⇒総務大臣 ・上記以外 ⇒知事	構成団体における告示は不要 ただし、周知のために告示が望ましい(※)	§284 §291-2 §291-3 §291-10 §291-11
	構成団体数の増減						
	広域処理する事務の変更	§291-2①②による事務の追加	届出				
		上記以外		許可			
	規約変更	・事務所の位置 ・経費支弁の方法	届出				
		上記以外		許可			
解散		構成団体の長の連名					

(※) 広域連合の構成団体の数の増減・広域処理する事務の変更・規約変更・解散にあっては、知事は許可し又は届出を受理したときはその旨を公表・総務大臣へ報告しなければならない。また、総務大臣は許可し又は届出を受理したときはその旨を告示しなければならない